

## 社会福祉法人師勝福社会評議員会議事録

### 1 開催日時

平成29年12月20日（火）午後1時27分

### 2 開催場所

セルフしかつ 会議室

### 3 出席者

評議員 森川孝一、鈴木岩雄、大野一樹、西岡充雄、酒井郁子、福永光彦、  
大野 厚

欠席評議員 なし

理事 大口正文、野津久子、伊藤一雄、岩越久夫、清水孝司（施設長）

欠席理事 柴田忠利

出席監事名 赤堀 晋、渡邊幸子

事務局 後藤俊明、牧野良紀

### 4 審議事項

第33号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次  
補正予算について

### 5 定足数

評議員定数7人中7人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第14条第2項の  
規定により過半数が出席しており、この評議員会は成立した。

### 6 議事の顛末

○理事長あいさつ

あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第14条第1項の規定により、森川孝一評議員が議  
長となった。

○議長あいさつ

あいさつ

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 福永光彦 ・ 評議員 大野 厚

○議 事

議 長 まず、「第33号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事  
業収支第1次補正予算について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第33号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収

支第1次補正予算について」説明します。

平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について

社会福祉法人師勝福社会定款第35条第1項の規定に基づき、平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について、別紙のとおり評議員会の承認を求める。

平成29年12月20日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

平成29年度社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支第1次補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収支予算の総額に収入支出それぞれ2,335万円を減額し、収支予算の総額を収入9,165万円、支出9,115万円とする。

- (1) 事業活動による収支の支出を2,345万円減額、うち人件費支出を23万円減額、人件費以外の支出を2,322万円減額し、事業活動資金収支差額を2,345万円追加する。
- (2) 施設整備等による収支の支出を10万円追加し、施設整備等資金収支差額を10万円減額する。
- (3) その他の活動による収支の収入を2,335万円減額し、その他の活動資金収支差額を2,335万円減額する。

(補正後の収支予算の金額)

第2条 収支予算の補正の勘定科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収支予算の金額は、「別表 収支予算第1次補正」による。

まず、「セルフしかつ拠点区分資金収支予算第1次補正明細書」から説明させていただきます。

この表は、セルフしかつ拠点区分資金収支を、縦に勘定科目ごと、横にサービス区分ごとに記載しており、今回補正する勘定科目のみ表記しています。

勘定科目「支出」「人件費支出」「時間外手当」サービス区分「生活介護」ですが、28万円の増額を見込みました。

時間外労働の指示・命令を的確に行うよう改めるとともに、年度初めから3か月ぐらいの間、行事の準備などで時間外労働時間が増加したことが、主な要因です。

「常勤非正規職員賃金」ですが、35万円の減額を見込みました。

8月と9月に常勤雇用職員が1名ずつ退職し、その後、補充職員の募集を行いましたが、現在のところ、11月からの1名分の確保しかできていません。来年以降も継続して募集を行い補充に努めていきますが、この欠員分の減額で

す。

「非常勤職員給与支出」ですが、30万円の増額を見込みました。

愛知県の指定障害福祉サービス事業者等実施指導に基づき、看護職員について、「利用者一人一人の日常的な健康状態を把握することができる時間数」を確保するため、10月10日から毎週水曜日を除いた4日間。毎日午前8時30分から10時30分までの2時間、週8時間の短時間勤務の看護職員を雇用したものです。

「退職給付支出」は、16万円の減額を見込みました。

新規雇用職員として、独立行政法人福祉医療機構に対する掛金を2人分見込みましたが、うち1人が短時間の非常勤職員となったため加入要件を満たさず、掛金の払込みが1人分だったことによるものです。

「法定福利費支出」は、30万円の減額を見込みました。

雇用職員の欠員分と健康保険料率・厚生年金保険料率が見込みより低かったことなどによるものです。

「人件費支出」は、合わせて23万円の減額となります。

「事業費支出」は、6万円の増額を見込みました。

「給食費支出」は、利用者の給食数が見込みより増えているため、7万円の増額を見込みました。

「水道光熱費支出」は、電気料金の単価が、4月から8月までが約3%。この9月からは13.5%と、大幅な値上げがあり、その不足分として、21万円の増額を見込みました。

「賃借料支出」ですが、今年度新たにコピー機のリースとAEDのリースを計画していますが、まだ事務が執行されていませので、余剰額として14万円の減額を見込みました。

「車両費支出」については、ガソリン代の節約の結果です。

「事務費支出」は、2,335万円の減額を見込みました。

「福利厚生費支出」は、職員の健康診断の経費ですが、職員の退職などによる受診者の減などによるものです。

「修繕費支出」は、2,330万円の減額を見込みました。

大規模修繕は国・県補助金の対象となるため、この補助金を活用して修繕工事を施工したいと考えております。従って、修繕工事を1年先延ばしして施工するため、減額するものです。

「その他の支出」「利用者等外給食費支出」は、職員数の増加に伴い、給食数が増加したため、7万円の増額を見込みました。

「事業活動支出計(2)」は、合わせて△2,345万円、「事業活動資金収支差額(3)」は、2,345万円となります。

「施設整備等による収支」ですが、「固定資産取得支出」「車輛等運搬具取得支出」で、10万円の増額を見込みました。

今年度は、送迎車両の購入を予定していますが、この12月に該当車種の一部改良・マイナーチェンジが行われ、車両本体の価格が値上げされ、それに伴う値上げ相当分です。

従って、「施設整備等支出(5)」は、10万円の増額となり、「施設整備等資金収支差額(6)」は△10万円となります。

「その他の活動による収支」「積立資産取崩収入」「施設整備積立資産取崩収入」については、2,345万円の減額を見込みました。

これは、施設の大規模修繕を来年度に先延ばししたことにより、積立資産の取崩しは不要になったためです。

「備品等購入積立資産取崩収入」は、10万円の増額を見込みました。

送迎車両本体の価格が値上げされたことに伴い、積立資産の取崩し額を増額するものです。

「その他の活動収入計(7)」は、合わせて△2,335万円となり、「その他の活動資金収支差額(9)」も△2,335万円となります。

「当期資金収入合計(11)」として、△2,335万円。「当期資金支出合計(12)」も△2,335万円となり、「当期資金収支差額合計(13)」は、収入・支出、差引き0円となるものです。

「別表 収支予算第1次補正」は、「第1次補正明細書」の各勘定科目における補正額を大区分でまとめたものです。

「事業活動による収支」について、「事業活動資支出計(2)」は、2,345万円を減額し、8,438万円とするものです。

よって、「事業活動資金収支差額(3)」は、補正額が2,345万円となりますので、補正後予算額は△361万7千円となります。

「施設整備等による収支」について、「施設整備等支出計」は、10万円を増額しまして、647万円とするものです。

よって、「施設整備等資金収支差額(6)」は、補正額が△10万円となりますので、補正後予算額は、△139万3千円となります。

「その他の活動による収支」については、「積立資産取崩収入」の補正額が△2,335万円で、補正後予算額は581万円とするものです。

よって、「その他の活動資金収支差額(9)」は、補正額が△2,335万円となりますので、補正後予算額は581万円となります。

従いまして、「当期資金収入合計(11)」は、1億1,500万円に2,335万円を減額し、9,165万円となるものです。

「当期資金支出合計(12)」につきましても、1億1,450万円に2,335

万円を減額し、9, 115万円となるもので、「当期資金収支差額合計(13)」は、差し引き50万円となるものです。

以上で説明を終わります。

**議長** ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第33号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第33号議案 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次に、「報告事項」へ移ります。

まず、報告第1号「平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告〔平成29年12月期〕について」、報告第2号「平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算執行状況〔平成29年12月期〕について」は関連がありますので、併せて報告をお願いします。

**施設長** 「報告第1号 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告〔平成29年12月期〕について」説明します。

この報告は、定款第19条第3項の規定に基づき、理事長の職務に関する執行状況の報告として、「平成29年12月期」10月末までの事業報告、続いて事業予算の執行状況を報告するもので、先の12月12日に開催された理事会で報告したものです。

なお、この事業報告及び予算の執行状況については、12月6日に実施していただきました中間の監事監査において、適正に実施されているものと認めていただいたことを報告させていただきます。

まず、「社会福祉事業報告について」「第1 概況」です。

平成29年も残すところ後わずかとなりましたが、社会福祉法人師勝福社会の事業は、当初の事業計画を一部見直しながらも、順調に進められているところ です。

本年度は、4月1日施行の社会福祉法人の制度改革に伴い、新たに評議員・役員である理事・監事を選任し、執行機関としての「理事会」、議決機関としての「評議員会」と位置付けられた「経営組織のガバナンス」を強化するとともに、「事業経営の透明性の向上」「財務規律の強化」に積極的に取り組んできました。

このような進捗状況の中、セルフしかつの運営に当たっては、6月及び10月、特別支援学校による産業現場における実習生を多数受け入れることができ、来年度の利用者増に繋げるよう、学校との連絡を密に取り合いながら支援内容を調整しているところです。

あわせて、利用者増に見合った請負作業・自主製品を拡充すべく、関係機関と相談しながら新規の請負作業の開拓、自主製品における販路等の拡張に努めているところです。

なお、職員体制にあつては、本年4月1日付けで新たに雇用職員を2人雇用したものの、8月及び9月に1人ずつ2人の雇用職員が退職し、結果的には現在のところ、当初計画は達成されていない状況であります。

これから第4四半期を迎えることとなりますが、当初の事業計画の達成に向けて、間断なく、「職員体制の育成・充実」「自主製品の確保と利用者工賃の向上」等、経営基盤の強化に取り組むとともに、利用者が地域において安心して暮らすことができるよう、利用者の視点に立った良質かつ適切な障害福祉サービスを提供できるよう努めていきます。

第2第1項「(5)申請・認可等の経過」です。

「ア 定款変更」については、3月29日に議決をいただきました定款変更について、4月18日付で北名古屋市長の認可を得たものです。

「イ 社会福祉充実計画」については、6月27日に評議員会の議決をいただき、6月30日付で北名古屋市長宛申請、7月14日付で北名古屋市長の承認をいただきました。

2(2)ア「(ア) 受託事業」として、新たにシルバー人材センターから、野菜と野菜加工品の販売を受託し、8月の第4水曜日以降、基本的には、毎月第1・第3水曜日のふれあい食堂・ランチの日に販売しています。

利用実績は、利用者工賃。賞与を含めまして、月額平均8,926円です。

因みに昨年度は、10月末現在で、月額8,201円。8.84%の伸びです。

「(4) 職員研修」は、「第1 採用時研修」「第2 継続研修」として、「内部研修」を実施するとともに、「外部研修」に積極的に職員を参加させているところです。

「3 日中一時支援事業実施状況」「利用実績」については、「1時間30分～3時間」が689人、「5時間以上」が107人で、合わせて、796人です。

因みに昨年度は、「1時間30分～3時間」が659人、「3時間～5時間」が1人、「5時間以上」が137人で、合わせて797人でした。

8月の利用が若干少なめでしたが、概ね昨年並みに推移しています。

事務局 次に、「報告第2号 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業

収支予算執行状況〔平成29年12月期〕について」説明します。

表は、本年10月31日現在の収入・支出の実績額から、予算額に対する執行率を記載したものです。

「事業活動による収支」「収入」「事業活動収入計(1)」は、予算額8,076万3千円に対して、収入額は3,888万1,384円で、執行率48.14%です。

「支出」の欄「事業活動支出計(2)」については、予算額1億783万円に対して支出額は4,463万6,209円で、執行率41.39%です。

「施設設備等による収支」「その他の活動による収支」「予備費支出」の収支額はありません。

7ヶ月経過時の執行率ですが、未だ執行されていない事業もあり、また、収支のタイミングもありますので、現時点においては、一部の事業を除き、概ね順調に進んでいるものと考えております。

「資金収支計算書」として、小区分までの執行率。「事業活動収支計算書」として、前年同月10月末における残高の比較です。

「資金収支計算書」の勘定科目の主なものを中心に、適宜、「事業活動収支計算書」と比較しながら説明します。

まず、「収入」「介護給付費収入」は、愛知県健康保険連合会からの入金が請求月の2ヶ月後となるため、10月末時点での入金は4月から8月までの5ヶ月分となり、執行率は42.27%です。

この執行率から単純に決算額を見込みますと、100%を少々超える執行率となり、「事業活動収支計算書」「介護給付費収益」も前年比101.85%であり、当初計画どおり順調に収益が見込めるものと考えています。

「資金収支計算書」「受託事業収入」は、北名古屋市からの受託事業である「日中一時支援事業」ですが、「介護給付費収入」と同様に、入金が請求月の2ヶ月後となるため、5ヶ月分の執行率は、44.86%です。

「事業活動収支計算書」「受託事業収益」も前年比92.19%となっており、8月の利用が若干少なめだったのが影響したものと考えていますが、収益は概ね計画どおり見込めるものと考えています。

「経常経費寄附金収益」は、昨年7月にあった大口の寄附金が、今年度はないため、減額となっています。

「人件費」「時間外手当」は、時間外労働の指示・命令を的確に行うよう改めたため、大幅に増額したものです。

「資金収支計算書」「人件費支出」「時間外手当」は、あらかじめ予算が増額してありましたので、執行率は60.07%ですが、不足分を見込み、今回の第1次補正予算で、更に28万円を増額したところ です。

「事業活動収支計算書」「常勤非正規職員賃金」は、前年比146.14%と  
なっていますが、本年4月から、新たに雇用職員2人を雇用したため増額した  
ものです。ただし、第1次補正予算のとおり、年度途中で2人の雇用職員が退  
職していますので、総額として減額となるものです。

「職員賞与」「勤勉手当」ですが、勤勉手当の支給割合、所謂「支給率」を0.  
1ヶ月分引き上げたための増額です。

「資金収支計算書」「非常勤職員給与支出」は、執行率25.97%となっ  
ていますが、この内訳は、嘱託医及び看護師の給与分です。本来、この科目には、  
短時間勤務の雇用職員の賃金も含まれますが、事務取扱い上、現在、「常勤非正  
規職員賃金」の科目から支出されているところです。この支出分については、  
今後、本来の「非常勤職員給与支出」と「生産活動事業支出」に按分して支出  
の組替えを行います。

このような事情はありますが、10月10日から新たに短時間勤務の看護職  
員を1人雇用したため、第1次補正予算のとおり、不足分を増額したものです。

「退職共済掛金支出」は、一部を除いて執行済のため、執行率75.2%。

前年比については、「事業活動収支計算書」「退職共済掛金」。雇用職員増員の  
ため、前年比114.76%となっていますが、新規雇用職員を2人分見込んだ  
ものの、掛金の払込みが1人分だったことにより、第1次補正予算のとおり減  
額を見込みました。

「資金収支計算書」「事業費支出」「保健衛生費支出」は、執行率29.56%  
となっていますが、10月に実施された利用者の健康診断の分が含まれていな  
いものです。この健康診断は、春と秋の2回行いますが、比重としては、春2：  
秋8の割合です。

なお、「事業活動収支計算書」「事業費」「保健衛生費支出」は、前年比137.  
85%となっていますが、利用者数の増加によるものです。

「資金収支計算書」「教養娯楽費支出」は、セルフしかつの入所式や芋煮会な  
ど行事等の支出ですが、事業として一番額の大きい社会見学が9月29日に執  
行されていますので、75.20%の執行率となっています。

「水道光熱費支出」は、執行率54.48%。

「事業活動収支計算書」「水道光熱費」も、前年比93.18%となっており、  
見込みどおりの執行に見えますが、第1次補正予算のとおり電気料金の値上げ  
分を見込んだ次第です。

「資金収支計算書」「賃借料支出」及び「車輛費支出」は、第1次補正予算の  
とおりです。

「事務費支出」「福利厚生費支出」は、10月に実施された職員の健康診断で、  
支払いは11月。執行率は0%ですが、支出額は確定していますので、第1次

補正予算のとおり減額を見込みました。

「職員被服費支出」は、執行率12.96%。新規雇用職員の分として、在庫により対応した結果です。

「研修研究費支出」については、当初計画になかった研修に参加したため、執行率78.67%となったもので、「事業活動収支計算書」「事務費」「研修研究費」を見ていただきましても、前年比669.81%の増額となっておりますが、今後、参加費等を要する研修は予定がありませんので、予算の範囲内で執行できるものと考えています。

「資金収支計算書」「印刷製本費支出」は、封筒及び複写機の印刷代が主なもので、当初見込みのとおりです。

「修繕費支出」については、第1次補正予算のとおり、施設の大規模修繕を1年先延ばしするため、執行率は0.96%となっておりますが、施設の大規模修繕を除けば、当初見込みのと通りの執行率です。

「租税公課支出」は、法人所有車2台の車検時の重量税で、来年1月の予定です。

「施設整備等による収支」「施設整備等補助金収入」は、送迎用車両購入費に係る愛知県共同募金会車両助成金ですが、事務手続き上、来年になるものです。

「支出」「車両運搬具取得支出」についても、来年の支出になるものです。

「その他の活動による収支」「人件費積立資産取崩収入」は、平成30年度の新規利用者の増員を見越し、先行して職員を雇用したため、「人件費積立資産」を取り崩して対応する予定ですが、年度途中で雇用職員が2人退職していますので、年度末に精算する予定です。

「備品等購入積立資産取崩収入」「施設整備費積立資産取崩収入」については、第1次補正予算のとおりです。

以上です。

**議 長** ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

**西岡評議員** 4月1日に2人の職員を新規雇用しているが、8月・9月にそれぞれ退職した職員と同じか。

**事務局** 違います。

**西岡評議員** 差し支えなければ、退職理由を教えてください。

**事務局** 1人は家庭の事情。もう1人は転職です。

**酒井評議員** 平均工賃の説明をされたが、少しずつ上がっている。今後、グループホームでの生活を考えると、もっと工賃を上げることができれば、グループホームでの暮らしも良くなると思うが。

**施設長** 就労支援系と比べると低めではありますが、工賃向上計画という計画を活用しながら、少しでも工賃が上がるよう努めています。当施設は、生活介護

の事業所なので、例えば、就労支援のA型・B型という区分であれば、もっと工賃向上に力を入れることができますが、障害程度の低い利用者も高い利用者、所謂、療育を中心とした利用者も、それぞれの区分に応じた工賃を設定し、皆で仲良く作業をしています。今後も、少しずつでも工賃が上がるよう考えておりますので、楽しみにしていただきたいと思います。

**議長** 他に質問はないようですので、第4四半期に向かって、事業計画に基づき事業を進めてください。

次に、報告第3号「介護給付費の返納について」報告をお願いします。

**事務局** 「報告第3号 介護給付費の返納について」説明します。

まず、「1理由」ですが、平成27年4月に障害福祉サービス等の報酬が改定され、「送迎加算」についても見直しがされました。

基準として、「1回の送迎に月平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定」されることになっており、この基準に変更はありませんが、取扱いとして、「1月当たりの延送迎人員＝10人×開所日数×往復2回の延送迎人員」、1日当たりに換算すると、「10人×開所日数×2回の延送迎人員／開所日数」を超える、つまり、朝・夕の送迎各1回につき実質的に10人を超えることが要件となりました。

今回、算定し直したところ、祝日等の送迎利用者の欠席及び日中一時での送りは送迎回数に含まれないため、1回当たりの送迎は10人を下回り、取扱い要件を満たしていないことが判明した次第です。

なお従来は、「県知事が必要と認めた基準により算定」していたことにより、適用されていました。

また、当該報酬改定では、「送迎加算」は「送迎加算Ⅰ」と「送迎加算Ⅱ」に見直しされ、「1回平均10人以上又は週3回以上」を条件とした「送迎加算Ⅱ」が新設されました。

「対応」としましては、平成27年4月から平成29年3月までの2年分の介護給付費の請求を「送迎加算Ⅰ」の区分ではなく、「送迎加算Ⅱ」の区分で請求し直す。いわゆる「過誤請求」として扱うものとなり、介護給付費の請求時に併せて、過誤請求を行うことで相殺されるものであります。

返納額は、北名古屋市分が88万95円、岩倉市分が44万3,541円。合計132万3,636円です。

所謂、減算ということになりますが、予算執行状況のとおり、介護給付費の収入・収益の増収が見込めるため、当初見込みどおりの収入・収益は見込めるものと考えております。

以上です。

**議長** ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、十分注意を払って、適正な執行に努めてください。

次に、報告第4号「雇用職員就業規則の一部改正について」・第5号「公用車使用管理規程の一部改正について」は、法人の管理・運営事項ですので、続けて報告をお願いします。

事務局 「報告第4号 社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部改正について」説明します。

この一部改正は、今年3月27日の理事会・評議員会において、「臨時職員」の名称を「雇用職員」に改めたところですが、別表第1及び別表第2の表に改正漏れがあり、改めて名称を改め、あわせて本則との整合性を図るため条文を整備したものです。

次に、「報告第5号 社会福祉法人師勝福社会公用車使用管理規程の一部改正について」説明します。

この公用車使用管理規程は、平成11年4月1日、師勝福社会の開設時に、当時師勝町役場の公用車使用管理規程を参考にして作成されたもので、法人所有車の名称が公用車のまま制定されたものです。今回、社会福祉法人の制度改革に伴い、改めて規程の見直しを行うとともに、あわせて現状に併せた条文の整備を行ったものです。

以上です。

議長 ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、次に、報告第6号「法令遵守規程の制定について」報告をお願いします。

事務局 「報告第6号 社会福祉法人師勝福社会法令遵守規程の制定について」説明します。

この法令遵守規程は、障害者総合支援法に基づき、本法人が本来整備すべき法令遵守に関する業務管理体制が整備されていないため、新たに規程を制定し、その体制を整備するものです。

第1条は、この規程の目的を定めるもので、役員及び職員が全ての法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とするものです。

第2条は「定義」で、この規程における用語について、特定の意義・用法を確定するものです。

第3条は、社会福祉法人としての公益性や非営利性に見合う経営組織としての役員及び職員の責務を定めるものです。

第4条「法令等の遵守」は、役員及び職員は、法令等の遵守及び事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動及び経理事務の遂行の各過程において、この規程の趣旨に沿って誠実に行動する旨、定めるものです。

第5条「職場環境の整備」は、役員及び職員は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るため、職場環境の資質向上に積極的に取り組まなければならない旨、定めるものです。

第6条「利益相反」は、役員及び職員は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織又は異なる組織との利益が衝突しないよう、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない旨、定めるものです。

第7条「法令遵守責任者」は、法人に法令遵守責任者を置き、法人が設置・経営する事業所の管理者、つまり施設長を充てるとともに、法令遵守責任者の職務を定めるものです。

第8条「法令遵守に係る確認、対応等」は、役員及び職員は、法人の事業活動及び経理事務において、不正な行為を発見した場合は、直ちに法令遵守責任者に通報し、通報を受けた法令遵守責任者は、必要に応じて調査を行い適切な措置を講ずるとともに、通報した役員及び職員に対し、いかなる不利益行為をしてはならない旨、定めるものです。

あわせて、個人情報については、本法人の個人情報保護規程に基づき取り扱うものです。

第9条「処分」は、法令違反をする行為を行った職員は、本法人の職員就業規則第41条及び第42条に基づき、懲戒されるものです。

第10条「雑則」は、この規程に定めるもののほか、法令遵守に関し必要な事項は、理事長が定めるものです。

附則として、この規程は、平成29年9月26日から施行するものです。

以上です。

**議長** ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、次に、報告第7号「育児休業、介護休業に関する就業規則の一部改正について」報告をお願いします。

**事務局** 「報告第7号 社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業に関する就業規則の一部改正について」説明します。

この一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、関係条文を改めることにより、育児をしながら働く者が育児休業を取得しやすい労働環境を整備するものです。

現在、育児休業は、1歳に満たない子と同居し養育する者が対象ですが、保

育所へ入れないなどの場合は、1歳6ヶ月まで延長ができるよう定められています。その取扱いを、1歳6ヶ月に達した時点で、保育所へ入れないなどの場合は、更に「最長2歳まで」延長できるように改めるものです。

以上です。

**議長** ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、次に「その他」ですが、議事以外のことで、何かご質問・ご意見等ありますか。

**赤堀監事** 要望だが、規則改正等々の報告事項は、過去の理事会で承認された事項を報告されたと思うが、その理事会で、どのような質問があったのか等々の内容についても報告してほしい。

**施設長** 了解しました。とりあえず本日の報告は、理事の方々全員が異議なしとして承認をいただいたものです。

**大野一樹評議員** 喫茶店の営業は、どうなっているか。宣伝などをしているのか。

**施設長** 1年経った3月末にチラシを配布し、4月初旬に、1周年のイベントを1週間行いました。また、合瀬川さくら祭りやセルプしかつ祭にも営業して、大勢のお客さんに来ていただきました。そういう効果もあってか、1日平均5人程お客さんが増えてきているので、順調に過ぎていると考えています。

**大野一樹評議員** 食事の提供もしているのか。

**施設長** 食事は、提供していません。施設の利用者が接待時に混乱しないよう、メニューも簡単にしています。ただし、第1・第3水曜日は、ボランティアの方が食事を提供しています。第1水曜日は男性料理会、第3水曜日は食生活改善推進員が担当し、1食当たり350円で提供。その日は、飲物を1杯150円にして、ワンコインで食事と飲物が提供できるようにしています。去年は、一時期お客さんが落ち込んだときがありましたが、今年は1日50人前後で順調に推移しています。

**西岡評議員** ここ最近利用させてもらっているが、安過ぎるのではないか。

**施設長** ランチは、主に地域の高齢者を対象にした市の事業です。食事の提供もボランティアで行い、350円は食材費です。

**野津理事** ランチは何食か。どこで作られているか。

**施設長** 50食前後です。喫茶の厨房では無理ですので、他の部屋で作っていません。

**野津理事** 何人ぐらいで食事を提供しているか。保護者も手伝っているか。

**施設長** 15人前後で、調理から配膳まで行っています。接客中心で、保護者2人とボランティア2人に協力していただいています。

**議長** 以上をもちまして、評議員会を閉会します。

(閉会 午後2時40分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者